

後期高齢者医療制度のお知らせ

～保険料率の見直しについて～



■ 保険料率が変わりました ■

被保険者の皆さまにお支払いいただく保険料は、2年ごとに保険料率を見直すこととなっています。平成24、25年度の新しい保険料率は、次のとおりです。

● 均等割額

(被保険者が等しく負担)

平成24、25年度

(年額) 45,491円

(5,413円増)

● 所得割額

(被保険者の所得に応じて負担)

平成24、25年度

10.12%

(0.79ポイント増)

● 賦課限度額

(1年間の保険料の上限額)

平成24、25年度

55万円

(5万円増)

◆ 保険料の計算方法 (平成24年度)

保険料額は、被保険者が等しく負担する「均等割額」と所得に応じて負担する「所得割額」の合計で計算します。

均等割額 【1人当たりの額】 45,491円	+	所得割額 【被保険者本人の所得に応じた額】 (平成23年中の所得-33万円) × 10.12%	=	1年間の保険料 (100円未満切捨て)
-------------------------------------	---	--	---	-------------------------------

※年度の途中で加入したときは、加入した月からの月割で計算します。



■ 保険料の軽減について ■

次の①～③に当てはまる被保険者の方は、保険料が軽減されます。(軽減の内容は、平成23年度までと変更ありません)

①均等割額の軽減…世帯の所得に応じて、4段階の軽減があります。

所得が次の金額以下の世帯	軽減割合
33万円かつ被保険者全員の所得が0円 (年金収入のみの場合、受給額80万円以下)	9割軽減
33万円	8.5割軽減
33万円+(24万5千円×世帯主以外の被保険者数) ※単身世帯の方は該当しません	5割軽減
33万円+(35万円×世帯の被保険者数)	2割軽減

※軽減は、被保険者と世帯主の所得の合計で判定します。

※被保険者ではない世帯主の所得も判定の対象となります。

保険料の納付方法

平成23年度の保険料の納付方法が、特別徴収(年金天引き)の方は前年度の保険料にもとづいて4、6、8月の年金から仮徴収させていただきます。また、平成24年度の保険料額は7月に確定となりますので、確定次第、仮徴収額との過不足を調整させていただきます。

②所得割額の軽減…被保険者個人の所得で判定します。

所得が次の金額以下の世帯	軽減割合
所得から33万円を引いた額が58万円以下の方	5割軽減

③被用者保険の被扶養者だった方の軽減

この制度に加入したときに被用者保険(主にサラリーマンの方が加入している健康保険)の被扶養者だった方は、所得割はかからず、均等割が9割軽減になります。

■ 後期高齢者医療制度の対象となる方 ■

- ・ 75歳以上の方(75歳の誕生日から加入。手続不要)
- ・ 65歳以上75歳未満の方で次のいずれかに該当する方(加入には申請手続きが必要です)

国民年金(障害年金)証書の等級…1級、2級

身体障害者手帳…1級～3級と4級の一部

療育手帳…重度

精神障害者福祉手帳…1級、2級

※75歳未満で現在加入の医療保険から後期高齢者医療保険に移行される方は医療費の負担割合や保険料が変更となります。後期高齢者医療保険に加入した際の給付や保険料の内容、手続方法については、お問い合わせください。

問い合わせ

市役所名寄庁舎1階 市民課国保高齢医療係 ☎01654③2111 (内線3118)